

ビタミンM No.36

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年5月号)

<今月のトピックス>

- ・ 無期転換ルールの特例について
- ・ 雇用保険の給付金申請期限



無期転換ルールの特例について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成25年4月から労働契約法の改正により有期労働契約が5年を超えて繰り返し更新された場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するルール(無期転換ルール)が定められています。

平成27年4月1日より、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が施行され、下記の労働者について労働局長の認定を受けると、無期転換ルールが適用されない特例の規定が設けられました。

1. 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者(年収1,075万円以上)
2. 定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者

継続雇用の高齢者の特例とは

適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定(※)を受けた事業主の下で、定年に達した後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

(※)計画の申請は本店・本社を管轄する労働基準監督署を経由して提出することもできます。



雇用保険の給付金申請期限

雇用保険からもらえる給付金は、4月より申請期限を過ぎても申請が可能になったと聞きましたが。  ①	これまでは受給者保護と迅速な給付を行うため、申請期限を厳守する取扱いだったものが、平成27年4月より、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間(2年間)について申請が可能になりました。  ②	以前に職員の育児休業給付金の申請期限をすっかり忘れていたことがあり、受給できなかったことがありました。  ③
以前に申請期限が過ぎたことで支給されなかった方についても、再度申請をしていたら、その申請日が時効の完成前であれば、受給する給付金の要件を満たしていれば、給付金は支給されます。  ④	具体的にいつまでに申請すれば受給できるのでしょうか？  ⑤	例えば、育児休業給付金であれば、ハローワークから通知されている「支給単位期間」の末日の翌日から起算して2年を経過する日まで支給申請できます。その他の給付金の取扱いなど詳細については下記厚生労働省ホームページ等をご確認下さい。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index.html  ⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkg.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkg.co.jp

作成日: H27.4.13
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG